

答申第40号
平成15年4月22日

兵庫県公安委員会 様

情報公開審査会
会長 錦 織 成 史

公文書の非公開決定に係る審査請求に対する裁決について（答申）

平成14年5月31日付け兵公委発第053b-7002号で諮問のあった下記の公文書に係る標記の件について、別紙のとおり答申します。

記

平成 年 月 日、須磨警察署管内、須磨区 付近にてスピードレーダーによる速度違反取締りが行われた。この実施に係る指示書又は命令書

(別紙)

答 申

第1 審査会の結論

「平成 年 月 日、須磨警察署管内、須磨区 付近にてスピードブレーキによる速度違反取締りが行われた。この実施に係る指示書又は命令書」に係る非公開の決定は取り消すべきである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、第1記載の公文書(以下「本件公文書」という。)の公開請求に対して、兵庫県警察本部長(以下「警察本部長」という。)が平成14年3月15日付けで行った非公開決定(以下「本件処分」という。)を取り消し、その全部を公開するよう求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求書及び意見書において述べられた本件審査請求の理由は、次のとおり要約される。

本件処分について

ア 審査請求人が公開を求める本件公文書は、平成 年 月 日、神戸市須磨区 において実施された交通取締りの指示書又は命令書である。

イ 警察本部長は、本件公文書が存在しているか否かを答えるだけで、情報公開条例(平成12年兵庫県条例第6号。以下「条例」という。)第6条第6号(公にすることにより、取締りに係る事務に関し、違法又は不当な行為を容易にするおそれのある情報)に該当する非公開情報を公開することになるため、本件は条例第9条に該当するものとして、当該文書の存否を明らかにすることはできないと説明している。

ウ しかし、本件公文書は過去に行われた取締りに関する文書であり、たとえ、特定の日付や場所、取締り方法等の情報が開示されたからといって「違法又は不当な行為を容易にするおそれ」はない。また、道路交通法(昭和35年法律第105号)の目的の達成及び交通安全の意識向上の観点からすれば、取締り情報を公開する利益の方が非公開とする利益よりも大きい。このように、本件公文書は条例第6条第6号に該当するものではなく、条例第9条を適用する理由はない。

本件非公開決定通知書に記載された理由について

本件非公開決定通知書には、存否応答拒否に当たって該当する条文が条

例第6条第6号であることと、同号の条文を要約したものしか記載されておらず、理由としては不足しているので、本件処分は違法である。

3 本件審査の過程における手続上の問題点について

警察本部長の行った条例に基づく処分に対して、兵庫県公安委員会（以下「諮問庁」という。）に審査請求が提起された場合、諮問庁の権限は、情報公開審査会に諮問を行うこと及び答申の内容を尊重した裁決を行うことである。

本件審査の過程においては、非公開理由説明書が諮問庁から提出され、そこには「非公開の決定は妥当であるとの答申を求める」と記載されているが、本来処分理由を説明しなければならないのは処分庁である警察本部長であって、諮問庁ではない。よって、本件非公開理由説明書は、権限のない行政庁からの理由説明であって、無効である。

第3 諮問庁の説明要旨

非公開理由説明書及び意見陳述において述べられた非公開理由は、次のとおり要約される。

1 本件処分の理由について

本件公文書は、特定の日、場所において実施された交通取締りの指示書又は命令書である。

ア 本件公文書に記載された内容は、取締りの日時、場所、手法及び体制・規模といった情報に当たり、これらが公になると、違反者が対抗措置を講じるなど取締り効果がほとんど期待できなくなる。よって、これらの情報は条例第6条第6号ア「公にすることにより、取締りに係る事務に関し、違法又は不当な行為を容易にするおそれのある情報」に該当する。

イ なお、審査請求人は、本件請求は過去に行われた取締りに係るものであるから上記のような「おそれ」はないと主張する。

しかし、検問場所等は、取締り機材の設置場所、停止・取調べ場所の安全性の確保、道路環境等の理由により、また、取締りを継続的に実施するためには当該場所の提供者に対する保護についても考慮する必要もあり、無制限に選定できるものではない。選定された取締り場所については、将来にわたり継続的に取締りを実施していくものであり、たとえ公開請求された時点においては過去の取締りの情報であっても、特定の場所において取締りを行っていることが公になれば、以後の取締りを逃れようとして対抗措置を講じるといった行為がとられる蓋然性が高くなる。よって、審査請求人の上記主張は是認できない。

ウ そのほか、審査請求人は、取締り情報は一部公開されており、交通安全

が守られていることを挙げながら、本来の道路交通法の目的の達成及び交通安全の意識の高まりという観点からすれば、取締り情報を公開する利益が大きいことを指摘している。

しかし、公開取締りは期間、場所等を限定して行うものであり、すべての情報を明らかにするものではない。取締り情報を公開すれば違法、不当な行為が容易に行われ、交通事故防止という目的が果たせなくなるのであって、審査請求人の上記指摘は是認できない。

一般に特定の日時、特定の場所における交通取締りに係る公文書に関する公開請求については、当該公開請求に係る公文書の存否を答えることは、特定日時、場所において交通取締りが行われているか否かを答えることと同様の結果となり、条例第6条第6号により保護しようとする利益が侵害されると認められる。

したがって、本件請求に対しては、条例第9条を適用し、対象公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否する処分を行ったものである。

2 本件非公開決定通知書に記載された理由について

審査請求人は、非公開決定通知書に記載されている非公開の理由が不足であると主張する。

しかし、本件公文書に係る非公開決定通知書には、いかなる根拠に基づき、非公開情報のどれに該当するとして本件処分がなされたのかについて記載されており、存否応答拒否を適用した処分の理由としての要件を充足している。

第4 審査会の判断

1 本件公文書の概要

本件公文書は、公開請求書によれば、特定の日、特定の場所において実施された交通取締りの指示書又は命令書である。

なお、条例第22条に基づき当審査会に提出された資料である「交通指導取締り実施要領の制定について」（昭和44年11月1日兵警交指例規第31号警察本部長通知）によれば、各警察署長は毎月、翌月の取締り計画を策定し、取締り日時、場所、従事員数等を記載した「集中（重点・特別）指導取締り計画表」（同通知の様式第1号。以下「計画表」という。）により警察本部長に報告することになっている。

諮問庁は、計画表のうち、公開請求書に記載された特定の日、特定の場所に係る交通取締りの部分、すなわち本件公文書については、存否を明らかにすることはできないと主張しているものである。

2 条例第9条適用の適否について

条例第9条は、「公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非公開情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。」旨を規定している。同条は、対象文書の存否を答えることで、条例第6条各号に規定する非公開情報の保護法益が損なわれることを防止する趣旨と解される。

諮問庁は、本件公文書の存否を答えることにより、条例第6条第6号アに規定する非公開情報の保護法益が損なわれるとして、条例第9条を適用したと説明するので、その適否について以下検討する。

なお、条例第6条第6号アは、取締りに係る事務に関し、公にすることにより、違法又は不当な行為を容易にするおそれのある情報を非公開情報として規定している。

仮に本件公文書の存否を答えたとすれば、特定の日時、場所において交通取締りが実施されたか否かといったことが明らかになる。

しかし、そのことが明らかになった場合に生じる支障について、諮問庁の行った説明は、速度超過違反者が対抗措置を講じるなどといった抽象的なおそれを指摘するにとどまっており、取締りの効果を減殺するどのような対抗処置がどれほどの運転者によって講じられるのかについての具体的な説明はなかった。

したがって、本件公文書の存否を答えたとしても、条例第6条第6号アにいう「違法又は不当な行為を容易にするおそれ」が生じるとまでは考え難く、同号により保護しようとする利益が損なわれるという諮問庁の説明は妥当性を欠くと言わざるを得ない。

- 3 以上のことから、警察本部長としては、本件公文書に係る条例第9条に基づく非公開決定処分を取り消し、同公文書の存否を明らかにした上で、改めて公開決定又は非公開決定を行うべきである。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	経 過
14 . 5 . 31	・ 諮問書の受領
14 . 6 . 18	・ 諮問庁の非公開理由説明書の受領
14 . 7 . 18	・ 審査請求人の意見書の受領
14 . 7 . 22 (第136回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の説明を聴取 ・ 審議
14 . 8 . 7	・ 審査請求人の意見書等の閲覧等の申出に対する決定
14 . 9 . 6 (第137回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
14 . 11 . 6	・ 審査請求人の反論書の受領
14 . 11 . 13 (第139回審査会)	・ 審議
15 . 1 . 6 (第140回審査会)	・ 処分庁の職員から非公開理由の補足説明を聴取 ・ 審議
15 . 2 . 3 (第141回審査会)	・ 審議
15 . 3 . 11 (第142回審査会)	・ 審議
15 . 4 . 22 (第143回審査会)	・ 審議 ・ 答申